

市川市介護サービス事業者等監査実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項及び第115条の45の7第1項並びに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第112条の規定に基づき、介護保険に係るサービス事業者及び介護保険施設の開設者等（以下「サービス事業者等」という。）に対して、市が行う監査について、必要な事項を定めるものとする。

(監査方針)

第2条 市長は、サービス事業者等に対して行う介護給付、予防給付及び第1号事業支給費（以下「介護給付等」という。）の支給に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の質の確保及び介護給付等の支給の適正化を図るため、公正かつ適正な措置をとることを主眼として監査を実施するものとする。

2 市長は、介護給付等対象サービスの内容及びサービス事業者等からの介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求の内容に関し、法に定める勧告、命令、指定の取消し若しくは期間を定めた指定の全部若しくは一部の効力の停止の要件に該当する場合又は介護報酬の請求の内容について不正若しくは著しい不当（以下「指定基準違反等」という。）が疑われる場合において、事実関係を的確に把握した上で、監査を実施するものとする。

(監査の対象)

第3条 この要綱において必要な事項を定める監査の対象は、次に掲げるサー

ビス事業者等とする。

- (1) 法第 8 条第 2 5 項に規定する介護保険施設及び旧法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設の開設者等
- (2) 法第 4 1 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者
- (3) 法第 4 2 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者
- (4) 法第 4 6 条第 1 項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (5) 法第 5 3 条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者
- (6) 法第 5 4 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (7) 法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援事業者
- (8) 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号イに規定する第 1 号訪問事業を行う指定事業者
- (9) 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業を行う指定事業者
- (10) 居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う者
- (11) 第 1 号から第 7 号までに掲げるものに係る特例によりサービスを行うもの

(監査の対象の選定基準)

第 4 条 市長は、前条各号に掲げるサービス事業者等について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める情報を踏まえて監査の対象を選定するものとする。

- (1) 要確認情報 次に掲げる情報
 - ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
 - イ 国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）、「地域包括支援センター等へ寄せられる苦情に関する情報
 - ウ 国保連合会及び保険者からの通報情報
 - エ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者に関する情報

オ 法 1 1 5 条 の 3 5 第 4 項 の 規 定 に 該 当 す る 報 告 の 拒 否 等 に 関 す る 情 報

(2) 実地指導において確認した情報 法第 2 3 条及び旧法第 2 3 条並びに
市川市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則（平成 2 8 年
規則第 1 2 号。以下「規則」という。）第 1 2 条の規定による文書の提出
等を受けて指導を行った際に市が確認したサービス事業者等に係る指定
基準違反等の情報
(監査の方法等)

第 5 条 市長は、指定基準違反等の事実の確認について必要があると認めるときは、サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該サービス事業者等の運営に係る場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「実地検査等」という。）を行わせるものとする。

2 市長は、指定権限が千葉県にあるサービス事業者等について実地検査等を行う場合は、千葉県に対し、事前に実地検査等を実施する旨の情報提供を行うものとする。この場合において、当該サービス事業者等の介護給付等対象サービスに関して複数の市町村に関係があるときは、千葉県が総合的な調整を行うものとする。

3 市長は、指定基準違反等があると認めるときは、文書により千葉県にその旨の通知を行うものとする。この場合において、千葉県と市が同時に実地検査等を行ったときは、当該通知を省略することができる。

(監査結果の通知等)

第 6 条 市長は、実地検査等を実施したときは、その結果を後日文書によりサービス事業者等に対し通知するものとする。

2 前項の規定により実地検査等の結果を文書で通知されたサービス事業者等は、当該通知を受けた事項に係る対応について、当該通知を受けた日から起算して 3 0 日以内に市へ報告するものとする。

3 監査の実施後に次条の規定による行政上の措置を行う場合については、前

2項の規定は、適用しない。

(行政上の措置)

第7条 監査の実施後に行う行政上の措置は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 勧告 次に定めるとおりとする。

ア 市長は、サービス事業者等が市川市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第38号）、市川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年条例第30号）、市川市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第39号）、市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第41号）及び市川市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る人員、設備及び運営並びに第1号訪問事業及び第1号通所事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成28年告示第109号）で定める人員、設備及び運営に関する基準に違反したことを確認した場合は、法第78条の9第1項、法第83条の2第1項、法第115条の18第1項、法第115条の28第1項及び法第115条の45の8第1項の規定に基づき、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告するものとする。

イ アの規定による勧告を受けたサービス事業者等は、期限内に文書により当該勧告に係る対応を市長に報告するものとする。

ウ 市長は、アの規定による勧告を受けたサービス事業者等が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表するものとする。

(2) 命令 次に定めるとおりとする。

ア 市長は、前号アの規定による勧告を受けたサービス事業者等が正当な理由なく当該勧告に係る措置をとらなかつたときは、法第78条の9第3項、法第83条の2第3項、法第115条の18第3項、法第115条の28第3項及び法第115条の45の8第3項の規定に基づき、当該サービス事業者等に対し、期限を定めて、当該勧告に係る措置をとるべきことを命令するものとする。

イ 市長は、アの規定による命令をした場合には、その旨を公示するものとする。

ウ アの規定による命令を受けたサービス事業者等は、期限内に文書により当該命令に係る対応を市長に報告するものとする。

(3) 指定の取消し等 市長は、監査を行ったサービス事業者等に係る当該監査の結果が法第78条の10各号、法第84条第1項各号、法第115条の19各号、法第115条の29各号又は法第115条の45の9各号のいずれかに該当すると認める場合においては、当該サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止するものとする。

(4) 行政上の措置の公表等 市長は、前号の規定による指定の取消し等の処分を行ったときは、法及び規則の規定に基づき、速やかに、その旨を公示するものとする。この場合において、法第78条の11第4号、法第85条第3号、法第115条の20第3号、法第115条の30第3号及び規則第11条第1項（法第115条の45の9の規定により指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止した場合に限る。）に該当する場合は、その旨を千葉県知事に対し届け出るものとする。

（聴聞等）

第8条 市長は、監査の結果、サービス事業者等が前条第2号に規定する命令又は同条第3号に規定する指定の取消し等（以下「取消処分等」という。）の要件に該当すると認める場合は、取消処分等の名宛人となるべき者に対し

て、行政手続法（平成５年法律第８８号）第１３条の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

（経済上の措置）

第９条 監査の実施後に行う経済上の措置は、次に定めるとおりとする。

(1) 市長は、介護給付等対象サービスの内容又は介護報酬の請求の内容に関し、指定基準違反等の事実が認められ、これに関する返還金が生じた場合は、法第２２条第３項の規定に基づき当該返還金等の徴収を行うものとする。

(2) 市長は、取消処分等を行った場合は、当該取消処分等の対象となったサービス事業者等に対し、原則として、法第２２条第３項の規定により返還させるべき額に１００分の４０を乗じて得た額を支払わせるものとする。

（千葉県への通知）

第１０条 市長は、サービス事業者等の運営状況について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、監査の結果に係る内容を千葉県知事に通知するものとする。

(1) 法第７４条第１項、法第９７条第２項、法第１１１条第２項及び法第１１５条の４第１項の規定により千葉県の条例で定めることとされた従業者の員数の基準並びに旧法第１１０条第１項の規定により厚生労働省令で定めることとされた従業者の員数の基準を満たしていない場合

(2) 法第７４条第２項、法第８８条第２項、法第９７条第３項、法第１１１条第３項及び法第１１５条の４第２項の規定により千葉県の条例で定めることとされた設備及び運営に関する基準並びに旧法第１１０条第２項の規定により厚生労働大臣が定めることとされた設備及び運営に関する基準を満たしていない場合

(3) 法第７７条第１項各号、法第９２条第１項各号、法第１０４条第１項各号、法第１１４条の６第１項各号若しくは法第１１５条の９第１項各号又は旧法第１１４条第１項各号のいずれかに該当する場合

(4) 法第１００条第３項及び法第１１４条の２第３項に該当する場合

(関係機関等との連携)

第11条 市長は、効果的かつ効率的な監査を実施するために、千葉県、他の市町村及び国保連合会と連携を図るものとする。

2 市長は、監査の実施状況について、必要に応じて、厚生労働省及び千葉県に報告するものとする。

(情報提供)

第12条 市長は、実地検査等の結果の通知、勧告及び命令を行った場合は、その内容についてサービス事業者等の事業活動区域に所在する他の市町村へ情報提供を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。ただし、改正後の第1条、第6条第2項、第8条第1号ア及び第11条第3号の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月16日から施行する。